

北海道告示第 10547 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 3 月 2 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年 10 月 30 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベストム東神楽店、アルティモール東神楽店  
上川郡東神楽町ひじり野南 1 条 5 丁目 1 番 1 号  
上川郡東神楽町ひじり野南 1 条 6 丁目 1 番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社  
代表取締役社長 橘 正喜  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 2 号  
株式会社西條  
代表取締役 西條 敬弘  
名寄市西 3 条南 6 丁目 25 番地 1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社西條	代表取締役 西條 久喜	名寄市西 3 条南 6 丁目 28 番地

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
株式会社西條	代表取締役 西條 敬弘	名寄市西 3 条南 6 丁目 25 番地 1	ア
株式会社サンドラッグ	代表取締役 才津 達郎	東京都府中市若松町 1 丁目 38 番地 1	イ
株式会社ムラタ	代表取締役社長 内間木 義勝	札幌市厚別区厚別南 2 丁目 11 番地 31 号	ウ
株式会社レモンコーポレーション	代表取締役 池内 和正	札幌市中央区南 1 条西 2 丁目 18 番地	エ
ワールドホーム株式会社	代表取締役 長谷川 貫一	札幌市手稲区新発寒 6 条 1 丁目 5 番 80 号	
株式会社東京デリカ	代表取締役 木山 剛史	東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番 14 号	
株式会社ワールド	代表取締役社長 寺井 秀蔵	兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1	
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本末 27 番地の 1	
有限会社グレイシス大西	代表取締役 大西 祐次	上川郡東神楽町ひじり野北 1 条 5 丁目 4 番 3 号	
株式会社エービーシー・マート	代表取締役 野口 実	東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号	
株式会社パティズ	代表取締役 斎藤 啓一	福島県会津若松市宮町 5 番 14 号	
東京ブックセンター開発株式会社	代表取締役 熊沢 健	東京都八王子市八日町 1 番 11 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	

株式会社梅屋	代表取締役 金 大器	旭川市高砂台 2 丁目 2 番 11 号	エ
株式会社 E X C E L	代表取締役 高橋 直樹	雨竜郡幌加内町字平和	
株式会社クロスカンパニー	代表取締役 石川 康晴	岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号	
有限会社旭クリーニング	代表取締役 富岡 重喜	標津郡中標津町東 35 条北 4 丁目 6 番地	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成 26 年 4 月 11 日

上記(3)イ 平成 16 年 7 月 1 日

上記(3)ウ 平成 15 年 10 月 1 日

上記(3)エ 平成 27 年 3 月 1 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 小売業を行う者の住所及び代表者の  
変更のため

上記(3)イ、ウ、エ 小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和元年 10 月 11 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年 10 月 30 日 (水) から令和 2 年 3 月 2 日 (月) まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に  
関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日ま  
でを除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで